

市制施行30周年記念事業

市民提案事業を募集

市では、10月1日の市制施行30周年に合わせ、平成28年度に市民団体や商店会、事業者団体などが創意工夫して新たに実施する事業を募集します。

問合せ 政策調整課 ☎(43) 1111 内線 4401

FAX (43) 3783

対象団体 平成28年1月1日

現在で、すでに設立され、市内に活動拠点があり、半数以上が市内在住・在勤・在学の人で構成されている団体、または、市内にある複数の事業所・商店で形成されている団体

対象事業 市内で実施され、

市内外の人が広く参加できる事業であり、つぎのいずれかの要件に該当する事業
・市内外に市の良さと魅力がPRできる事業

・記念事業として工夫を凝らし、郷土への愛着が高められる事業

・記念事業として市の更なる発展につながる事業

補助額 補助対象経費から補助事業で得た収益を控除し



市制施行30周年記念事業のロゴマークが決まりました。

た額の1/2の額
※1事業あたり上限50万円
申請方法 政策調整課で配布している申請書類を2月29日(月)までに、直接、政策調整課窓口(市役所本庁舎2階)へ提出してください。
※申請様式や募集要項などの詳細については、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp>)に掲載しています。
選定結果 実行委員会で審査後、個別通知します。

第35回 公民館まつり

公民館クラブで学び蓄積した集大成、展示会や発表などを行います。

みなさんお誘い合わせの上、お気軽にお越しください。

問合せ

第35回幸手市公民館まつり実行委員会事務局
(中央公民館内) ☎(42)5156・FAX(42)5800

展 示

と き 3月4日(金)～6日(日)午前9時～午後5時
と ころ 南公民館体育室



種 目 七宝焼・レザークラフト・絵画・和紙絵・折り紙・書道・水墨画

発 表

と き 3月6日(日)午前10時30分からの式典
終了後(プログラムは当日配布します)

と ころ 北公民館



内 容 フォークダンス・ハーモニカ・フラダンス・太極拳・合奏・新舞踊・リズムダンス

大 会

と き 3月8日(火)午前9時～午後1時

と ころ 中央公民館2階体育室



種 目 卓球大会

チャリティーバザー

と き 3月13日(日)午前10時から
※なくなり次第終了

と ころ 中央公民館2階体育室

内 容 家庭用品や実用品などの販売

※収益金の一部は社会福祉協議会に寄附





新成人誓いのことば

1月10日(日)アスカル幸手で行われた式典では、新成人498人を代表して、吉田涼実行委員長から「今日は私たちの原点であるここ幸手市で、新成人としての決意を共にし、再会を喜び、限らない可能性に向かって前進していきましよう」と新成人としての抱負が述べられました。



祝 成人

RESTART
～今日からまた一歩～

アトラクションの最後には、各中学校の校歌の合唱が行われ、会場は5年振りの聞



大抽選会も行われました

式典に続き行われたアトラクションは、新成人で組織した実行委員14人が中心となり運営されました。
恩師からのビデオレターや思い出の写真のスライドショーが放映されると、新成人からは拍手や歓声が上がリ、会場の至るところで、思ひ出を語り合う声も聞こえてきました。

式典に参加する
新成人のみなさん

き慣れた懐かしいメロディーに大いに盛り上がりました。式典に参加されたみなさんは、これまで支えてもらった家族や仲間たちに感謝し、大人としての自覚を新たにしているようでした。

「今日からまた一歩」、歩み始めたみなさんに、輝かしい未来がありますことを、心よりお祈り申し上げます。



実行委員14人の力で会場を盛り上げました

問合せ 社会教育課 ☎(43) 111 内線643・FAX(42) 5803

野外焼却はやめましょう



問合せ 環境課
☎(48) 0331・FAX(48) 2226

「近所でごみを燃やしている臭いがする」「洗濯物が汚れてしまったなど、ごみの野外焼却(野焼き)に関する苦情が市に多く寄せられています。

ごみの野外焼却は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により一部の例外を除いて禁止されています。

産業廃棄物だけでなく、家庭から出る生ごみなどの一般廃棄物も同様に野外で焼却することはできません。

ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘つての焼却などのほか、一定の構造基準を満たしていない焼却炉の使用についても、近隣住民のみなさんへの迷惑や有害物質発生の原因になりますので禁止されています。

また、このような焼却は、ダイオキシンなどの有害物質

を発生させる原因となり、煙や悪臭など日常生活をする上でも、近隣住民のみなさんに大きな迷惑をかけ、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす原因ともなります。

みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくためにも、ごみはきちんと分別し、決められた方法で処分するよう、徹底をお願いします。

なお、つぎのような焼却は例外として禁止されてはいませんが、煙などの発生により近所迷惑となる可能性がありますので、やむを得ず行う場合は、時間帯や風向きなどに注意を払うなど、周辺環境に十分配慮してください。

・どんど焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
・稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

・落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

※ただし、煙や悪臭がひどく、苦情のあった場合は、公害として対応することがあります。